

平成 27 年（2015 年）10 月 7 日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

平成 28 年度予算の編成について

平成 28 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分に御理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の現下の経済状況を概観すると、アジア向けやアメリカ向けの輸出の減少、天候不順の影響や軽自動車税の引き上げの影響による個人消費の減はあるものの、企業収益は過去最高水準にあり、雇用・所得環境の改善が続いて個人消費は徐々に改善していくと見込まれるほか、企業の設備投資についても増加が見込まれるなど、景気は緩やかに回復していくと見込まれている。

そうした中、札幌市の経済状況は、鉱工業の生産動向等で一部に弱い動きがみられるものの、個人消費、雇用情勢や観光客の動向等において前年同月比で改善傾向にあり、全体としては緩やかに持ち直している。

こうした状況のもと、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2015」の中で、地方の一般財源総額については平成 30 年度までにおいて、平成 27 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている一方で、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みへの地方交付税制度等の改革、国と地方を通じた歳出効率化に取り組むこととしている。

札幌市の財政状況に目を転じると、先ごろ公表した「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015（案）」（以下「プラン 2015」という。）に掲げる中期財政フレームのとおり、扶助費の増や市債発行額の増による公債費の増など、今後も厳しい財政運営が見込まれている。さらに、歳出特別枠^(注)が廃止された場合の地方交付税の減等の不確定要素もあり、平成 28 年度の財政見通しは決して楽観視できないものと認識している。

注) 地方財政計画における地方交付税総額を増額させるための歳出の上積み

第2 予算編成の基本的考え方

札幌市は、かつて誰も経験したことのない人口減少・超高齢社会の到来を目前に控え、北海道開拓使設置、冬季オリンピック札幌大会開催に次ぐ、三度目とも言うべき大きな転換期を迎えている。この転換期に的確に対応していくため、これまでの行財政改革の取組を踏まえつつ、選択と集中をより一層明確化し、子ども施策、観光施策など、時代が必要とする施策に資源を配分するとともに、都市基盤の再整備や経済の活性化など、将来の札幌の魅力や活力を生み出す取組には資源を重点的に配分し、税源涵養を通じた財政基盤の強化を図る一方、「プラン 2015」において設定した中期財政フレームに沿った予算編成を行うことにより、収支全体はもとより、市債についても適切に管理し、将来を見据えた健全な財政運営を実現する。以上の3点を「プラン 2015」における計画期間内の財政運営の基本方針とする。

それを踏まえ、平成 28 年度予算編成において重点とする基本的な考え方は以下の3点とする。

1 施政方針の実現に向けた好循環へのスタートとなる予算

平成 28 年度予算は、市長が初めて編成する本格予算であり、施政方針に掲げる「誰もが安心して暮らし生涯現役として輝き続ける街」・「世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街」の2つの未来のさっぽろの実現に向けた好循環へのスタートとなる予算編成を目指す。

2 「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」の着実な実施

「プラン 2015」における「行財政改革の取組」の着実な実施により、中期財政フレームに掲げる財源を担保し、「まちづくりの取組」を推進する。なお、「行財政改革の取組」の実施に向けて必要となる事業についてはしっかり財政措置を行う。

3 局マネジメントの更なる強化

各局のマネジメント機能をこれまで以上に強化し、「プラン 2015」の計画期間を通じた弾力的な予算編成や市民ニーズに即応した効果的な予算編成を可能にする。

第3 予算編成にあたっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成 27 年度の決算見込み、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成のうえ、収納率向上対策を強力に推進すること。

(1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、「プラン 2015」の趣旨を踏まえて、より一層の向上に向け鋭意努力すること。

(2) 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

特に「プラン 2015」において、料金改定や減免の見直しを検討することとした項目については、方針に従い予算に反映させること。

また、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

(3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、補助事業に係る超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、「プラン 2015」に沿って、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

(5) 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、市債残高の減少を図り、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、「プラン 2015」の計画事業については、後述する市債要求枠を上限とし、さらに事業費の圧縮などによる発行抑制に努めること。また、それ以外の事業においても、要求においては市債の発行を最小限にとどめるよう工夫すること。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部企画調査課に事前協議のうえ見積もること。

2 歳出について

平成 28 年度においては、「プラン 2015」を着実に実施しながら、各局がこれまで以上に局マネジメント機能を発揮し、メリハリの効いた予算を編成するために、新たな編成手法を取り入れる。

各局においては、限られた経営資源で最大の事業効果を挙げるため、他部局や市民、企業、NPO 等との連携を一層進め「市民力」の結集を目指すとともに、役所に都合の良い行政運営を進めることなく「市民感覚」を大切にして事務事業の抜本的な再構築に取り組み、メリハリのついた要求を行うこと。

(1) 要求区分

予算要求の区分を「一般経費」、「政策経費」の 2 区分に再編し、一般経費において局配分枠、政策経費において局要求枠を設定し、この 2 つを合わせて局マネジメント枠とする。

ア 局マネジメント枠対象経費

(7) 「政策経費」(局要求枠)

「プラン 2015」において計画事業に位置付けられた事業については、中期財政フレームにおいて平成 28 年度に政策経費に充当すべき一般財源とした額のうち財政部が指定する額を各局に局要求枠として設定する。また、将来世代へ過度の負担を残さないよう市債についても中期財政フレームの範囲内とするため、財政部が指定する額を各局に局市債要求枠として設定する。

新規事業やレベルアップ事業においては、予算編成の基本的考え方に沿って十分に検討がなされているか、既存事業においては 4 つの見直し視点に沿って十分に検討されているか等の様々な観点から財政局において確認し、必要に応じて調整を行う場合があるので留意すること。

(イ) 「一般経費」(局配分枠)

政策経費及び後に示す積上経費以外の経費については、以下の A、B 及び C の合計額を局配分枠として設定するので、その範囲内で要求すること。

A 平成 27 年度一般事務費局配分一般財源額から、次に指定する一般事務費に係る節・細節の 10%に相当する額を減額した額。ただし、27 年度局マネジメント枠一般財源額が 5 億円に満たない局の削減額は半分とする。

- ・時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費（賃金）、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費（その他、食糧費）、使用料及び賃借料（その他使用料及び賃借料）、原材料費、備品購入費、負担金（団体負担金等を除く）

B 平成 27 年度一般事業費及びまちづくり経費局配分一般財源額から、以下の合計額を控除した一般財源の 10%に相当する額を減額した額。

a 財政部が指定する次の経費の一般財源

- ・市有施設の長寿命化に資する維持補修的な経費
- ・扶助費的補助金
- ・道路除雪に係る経費（除雪機械・施設整備費等を除く）

b 各局における事務事業の見直しを促進するためにシーリングから除外することとして財政部が指定する額

C 各局における事務事業の見直しを促進するために配分枠に追加することとして財政部が指定する額

(ウ) 局マネジメント枠対象経費にかかる留意事項

各局のマネジメントにより、局要求枠と局配分枠を相互に調整することができるものとする。

また、「プラン 2015」計画期間中の弾力的な事業運営や市民ニーズに即応した事業構築を可能とするため、局マネジメント枠の年度間調整を認めるので、年度間調整を行う場合は別途財政部が指定する様式を提出すること。

各局においては、市長が施政方針に掲げる「市民とともに不断の改革を進める街」さっぽろの実現のために、既存事業についても単なる事業費の一律のカットなどは避け、下記の 4 つの見直し視点によりゼロベースからの見直しを行い、よりメリハリのついた予算要求とすること。

○ 4 つの見直し視点

視点① 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

視点② 担い手

民間事業者や地域団体、NPOなどに事業の全部又は一部を委ねることが適当ではないか。

視点③ 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担を再検証する必要はないか。

視点④ 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

イ 局マネジメント枠対象外経費（積上げ経費）

(7) 「政策経費」（局要求枠対象外分）

以下の経費は「政策経費」として要求を受けることとし、経費の積上げによる要求を認める。

- ・貸付金（10億円以上）
- ・他会計繰出金（事務費等を除く）
- ・「プラン2015」の「行財政改革の取組」に記載する見直しの実施にあたって必要となる経費のうち財政部が指定するもの
- ・法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や、市長副市長会議で決定された事業等、財政部が指定する事業

(4) 「一般経費」（局配分枠対象外分）

以下の経費は「一般経費」として要求を受けることとし、経費の積上げによる要求を認める。

- ・職員費、議員報酬等、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬並びに札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- ・公債費
- ・扶助費
- ・扶助費的委託料
- ・平年度化経費
- ・見直し振替要求
- ・貸付金（政策経費（局マネジメント枠対象外分）に区分されるものを除く）
- ・損失補償
- ・指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、補助金から委託料に振り替えることにより発生する消費税及び事業所税
- ・PFI事業
- ・土地売却を前提とした建物解体費
- ・平成26年10月以降の契約改定による電気料金の値上げに伴い負担増となる光熱水費の単価増分
- ・その他、財政部が指定するもの

(2) 要求にあたっての留意点

ア 新規事業については、終了する時期、もしくは当該事業の効果等について検証したうえで、存廃を判断する時期を設定するものとするので留意すること。

イ 全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業のみならず、既往の事業に

についても、市民との連携や企業の活用等による「市民力」の結集を通して、相乗的な効果を生み出すことや、他部局と連携の可能性についてあらためて検討すること。なお、特に市政の課題解決に向けて、民間の自主的な活動を促進するような取組を積極的に進めるよう留意すること。

ウ 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。

エ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

なお、平成 21 年度の包括外部監査における指摘を踏まえ、法律で定められた補助金以外のすべての補助金に対して、合理的な期間内での終了（見直し）年度を設定すること。

オ 出資団体への財政的関与については、「札幌市出資団体改革新方針」（平成 21 年 2 月策定）に基づく見直しを継続すること。

なお、指定団体への財政的関与の縮減につながる取組みについて、「札幌市出資団体改革推進本部指導事項」（平成 27 年 2 月策定）を踏まえ、各団体との協議のうえ、出資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものを、見積り等に反映させること。

第4 その他

1 予算編成過程の効率化

28年度予算編成においても、全庁的な予算編成及び管理の効率化を図るため、引き続き、事業数の削減を進めることとしていることから、目的に類似性のある事業や少額の事業については積極的に統合すること。

「プラン 2015」に掲げる計画事業については、その事業区分と予算上の事業が可能な限り一致するよう要求すること。

2 区との積極的な連携等

多様化する地域課題の解決に向けて、「徹底した地域主義」を実現するため、区が主体的に構築した事業を「プラン 2015」に盛り込んでいる。これまで以上に区と本庁が積極的に連携し、関連する各局において要求を行うとともに、区の予算要望システムの積極的な活用や、未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の積極的な活用を図ること。

3 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

4 予算見積書の作成

28年度の予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて、事業目的や積算根拠等を、より一層わかりやすく記載するとともに、提出期限を遵守すること。

5 予算編成日程

28年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

27年	11月	2日	(月)	見積書等提出期限
	12月	11日	(金)	予算説明書関係資料提出期限
28年	1月	中旬		市長査定
	2月	上旬		予算案記者発表
	2月	19日	(金)	実行計画書提出期限